

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		市民生活の安全と平穩の確保				
評価方式		実績評価	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	①
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	78,841 <116,268,682>	114,698 <112,061,442>	134,915 <110,699,410>	124,391 <116,981,772>	77,552 <140,594,358>
	補正予算（千円）	0 <48,874,639>	0 <13,567,467>	0 <12,116,438>		
	繰越し等（千円）	0 <27,895,574>	0 <43,059,215>	0 <10,680,342>		
	計（千円）	78,841 <193,038,895>	114,698 <168,688,124>	134,915 <133,496,190>		
	執行額（千円）	60,553 <129,799,690>	75,249 <147,774,059>	104,032 <116,879,296>		
政策評価結果の概算要求への反映状況		既存の施策を引き続き実施すべきであるとされた政策評価結果を踏まえ、総合的な犯罪抑止対策の推進、地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化、悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止に必要な経費を概算要求した。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	市民生活の安全と平穩の確保					番号	①			政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	予 算 科 目							予 算 額		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項			27年度 当初予算額	28年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	警察庁	生活安全警察費	市民生活の安全と平穩の確保に必要な経費		124,391	77,552	
	小計								124,391	77,552
対応表において◆となっているもの										
	小計									
対応表において○となっているもの	○	1	一般	警察庁	船舶建造費	船舶建造に必要な経費		< 185,760 >	< >	
	○	2	一般	警察庁	科学警察研究所	研究・鑑定等に必要な経費		< 825,816 >	< 825,452 >	
	○	3	一般	警察庁	警察活動基盤整備費	警察活動基盤の整備に必要な経費		< 114,340,927 >	< 138,447,243 >	
	○	4	東日本大震災復興特別	警察庁	治安復興事業費	警察活動基盤の整備に必要な経費		< 825,129 >	< 567,703 >	
	○	5	東日本大震災復興特別	警察庁	治安復興政策費	警察活動基盤の整備に必要な経費		< 804,140 >	< 753,960 >	
	小計								<116,981,772> の内数	<140,594,358> の内数
対応表において◇となっているもの								< >	< >	
								< >	< >	
								< >	< >	
									の内数	の内数
合計								124,391	77,552	
								<116,981,772> の内数	<140,594,358> の内数	

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	市民生活の安全と平穩の確保				番号	①	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
			27年度 当初 予算額	28年度 概算要求額	増減		
合計							

平成27年度実績評価計画書(政策評価の事前分析表)

基本目標1 業績目標1

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保		政策所管課	生活安全企画課、少年課、保安課			政策評価実施予定時期	平成28年7月頃			
業績目標	総合的な犯罪抑止対策の推進		政策体系上の位置付け	市民生活の安全と平穩の確保							
業績目標の説明	地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策、少年の非行防止や良好な生活環境の保持を目的とした施策等、総合的な犯罪抑止対策を推進することにより、国民が安全にかつ安心して暮らせる社会を実現する。										
業績指標	達成目標	基準年	達成年	年度ごとの実績値・施策の推進状況(実績)(注2)							目標設定の考え方及び根拠
				項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度(平均)	
① 地域住民等の安全を脅かしている犯罪(注1)の認知件数	地域住民等の安全を脅かしている犯罪の認知件数について、過去5年間の平均値よりも減少させる。	22~26年度	27年度	重要犯罪(件)	14,548	14,141	14,347	14,604	13,685	14,265	地域住民等の安全を脅かしている犯罪の認知件数の減少は、地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策や子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組が的確に推進されたことを示し、総合的な犯罪抑止対策の推進状況の度合いを測る一つの指標となるため。
				殺人	1,047	1,033	1,041	952	1,029	1,020	
				強盗	3,894	3,674	3,593	3,267	2,919	3,469	
				放火	1,204	1,035	1,029	1,093	1,100	1,092	
				強姦	1,259	1,198	1,294	1,389	1,255	1,279	
				略取誘拐 人身売買	171	172	170	188	212	183	
				強制わいせつ	6,973	7,029	7,220	7,715	7,350	7,257	
				住宅対象侵入犯罪(件)	93,160	85,254	81,598	75,819	65,150	80,196	
				住宅強盗	300	274	277	243	221	263	
				空き巣	51,587	45,396	43,861	39,213	33,343	42,680	
				忍込み	16,044	15,967	13,409	13,499	11,290	14,042	
				居空き	3,883	3,616	3,731	3,228	2,645	3,421	
住居侵入	21,346	20,001	20,320	19,636	17,651	19,791					
注1 都道府県警察が、犯罪統計等を分析し、地域住民等の安全を脅かしているものとして認めた種類の犯罪(重点犯罪)のうち、警察庁が実績評価を行うに当たり、全国的な犯罪情勢を勘案し、選定した犯罪 注2 平成22年度から平成24年度までの数値は平成26年8月1日現在の統計等をもとに作成している。											
参考指標	項目	年度(年)ごとの実績値							参考指標の考え方		
		22年度(22年)	23年度(23年)	24年度(24年)	25年度(25年)	26年度(26年)	22~26年度(年)(平均)	27年度(27年)			
① 刑法犯の認知件数(注3)	刑法犯認知件数(件)	1,557,034	1,459,195	1,361,335	1,300,308	1,191,028	1,373,780	刑法犯認知件数は、犯罪の発生状況を示すもので、市民の安全と平穩の確保の度合いを測る一つの指標となる。			
② 防犯ボランティア団体の活動状況(防犯ボランティア団体数及び構成員数)(注4)	団体数(団体)	44,508	45,672	46,673	47,084	47,532	46,294	防犯ボランティアの活動は、地域の連帯感の醸成を促すなど犯罪抑止に繋がる活動であり、団体数・構成員数はその活動状況を示すものとして、総合的な犯罪抑止対策の推進状況の度合いを測る一つの指標となる。			
	構成員数(人)	2,701,855	2,713,968	2,773,597	2,747,268	2,776,438	2,742,625				
③ 少年非行防止のための取組の推進状況(刑法犯少年の検挙人員、不良行為少年の補導人員及び少年相談受理件数)	刑法犯少年の検挙人員(人)	83,469	75,974	63,168	54,385	46,489	64,697	刑法犯少年の検挙人員、非行の前段階である不良行為少年の補導人員及び非行問題に関する少年相談受理件数は、少年の非行防止の度合いを測る一つの指標となる。			
	不良行為少年の補導人員(人)(注4)	1,011,964	1,013,167	917,926	809,652	731,174	896,777				
	少年相談受理件数(非行問題)(件)(注4)	14,041	13,556	13,341	12,251	11,536	12,945				

④ 風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員並びに風俗営業等に対する行政処分件数	検挙件数(件)	7,113	7,175	7,066	6,719	6,246	6,864		風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員並びに風俗営業等に対する行政処分件数は、良好な生活環境の保持を目的とした施策の推進状況を示し、総合的な犯罪抑止対策の推進状況の度合いを測る一つの指標となる。
	検挙人員(人)	7,459	7,580	7,122	6,518	5,943	6,924		
	行政処分件数(件)(注4)	9,145	8,894	8,854	8,731	7,306	8,586		
⑤ 猟銃等による事件・事故の発生件数	発生件数(件)(注4)	40	33	31	37	32	35		猟銃等による事件・事故の発生件数は、良好な生活環境の保持を目的とした施策の推進状況を示し、総合的な犯罪抑止対策の推進状況の度合いを測る一つの指標となる。
	うち事件(注4)	5	5	0	3	4	3		
	うち事故(注4)	35	28	31	34	28	31		

注3 平成22年度から平成24年度までの数値は平成26年8月1日現在の統計等をもとに作成している。

注4 各年の実績値を記入している。

注5 平成26年度の数値は暫定値

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	平成27年行政事業レビュー			
	25年度	26年度				事業番号	事業名		
(1) 持続可能な安全・安心まちづくりの推進(平成26年度)				①・②	防犯ボランティア活動を通じて感じている問題点や障害となっている課題を抽出し、ニーズに応じた対策を推進することで、構成員の高齢化・固定化の解消や、地域コミュニティ主体による活動の活性化を図り、社会の各層が参加する持続可能な活動とするための取組を推進する。また、街灯や防犯カメラ等の整備を行うとする地域に対し、地域住民の合意形成、費用負担、運営管理等に係るノウハウを提供し、街灯や防犯カメラ等防犯環境の整備を促進する。	1	防犯ボランティア支援事業の推進		
(2) 子供女性安全対策班が行う先制・予防的警察活動等の子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進(平成21年度)				①	平成21年4月に全都道府県警察に設置した子供女性安全対策班を活用し、子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆と見られる声掛け、つきまとい等の行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講ずる「先制・予防的活動」を推進し、被害の未然防止対策の強化を図る。				
(3) 携帯電話の電子メール等による犯罪情報や地域安全情報の提供の推進				①	地域住民に向けて、警察の有する犯罪発生情報や防犯対策情報等を携帯電話の電子メール、ウェブサイト、広報紙等の様々な手段及び媒体を用いて提供する。				
(4) 高齢者犯罪被害防止対策の推進				③	特殊詐欺や利殖勧誘事犯の捜査の過程で入手した、犯行に利用されていたと認められる名簿を活用し、これら名簿登載者に対し、登載事実を告げた上で注意喚起を行うこと等などにより、先制的に被害の阻止又は被害の拡大防止を図る。	3	高齢者犯罪被害防止事業		
(5) 防犯優良マンション等防犯性に優れた住宅の普及の促進(平成11年度)				①	防犯関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションを防犯優良マンションとして登録又は認定する制度等の構築を推進するなど、防犯性に優れた住宅の普及を促進し、住宅侵入犯罪を抑制する。				
(6) 防犯性能の高い建物部品の開発・普及の促進(平成16年度)				①	警察庁、経済産業省、国土交通省及び建物部品関連の民間団体で構成する「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」において、一定の防犯性能があると評価した建物部品(CP部品)の開発・普及を促進し、住宅の防犯性能を高め、住宅侵入犯罪を抑制する。	4	生活安全警察執務資料作成等		
(7) 非行少年を生まない社会づくりの推進				①・③	少年補導職員等で構成される少年サポートセンターを中心に、関係機関・団体、ボランティア等と連携しながら、農業体験活動を始めとする各種体験活動や非行防止教室の実施等により、非行少年を生まない社会づくりを推進する。	2 4	児童ポルノ対策・少年非行防止対策の推進 生活安全警察執務資料作成等		
(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律的確な運用を始めとする繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進				①・④	繁華街・歓楽街を中心とした視察や風俗営業所等への立入り等により風俗美態を把握し、積極的な行政処分と暴力団、来日外国人犯罪組織等の関与も視野に入れた厳正な取締りにより違法営業を排除する。また、地元商工会、地域住民、自治体等による協議会を設置するなどし、官民の連携による各種防犯活動や環境浄化活動等を推進するほか、まちづくり計画等に基づいた各種整備事業等を推進する。				
(9) 人身取引事犯の取締りの強化				①・④	幅広く情報収集を行うとともに突き上げ捜査を行い、各種法令を多角的に運用して、雇用主やブローカーの検挙に努めるなど人身取引事犯の取締りを行う。	4	生活安全警察執務資料作成等		
(10) 猟銃等の所持者に対する指導の徹底と不適格者の確実な排除				①・⑤	猟銃等の取扱いに関する基本的な事項に加え、具体的な事故原因・防止方策等の指導を徹底するとともに、面接調査・周辺調査等の各種調査や照会により不適格者の排除を確実に行い、猟銃等による事件・事故の発生を抑制する。				
(11) ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチに係る調査研究				①・①	従来のストーカー対策に加え、行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチの手法について調査研究を行い、被害者等の生命・身体を保護を図る。	5	ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチに係る調査研究		
基本目標に関係する予算額等	基本目標に関係する予算額等は、25年度執行額75,249千円(147,774,059千円)、26年度当初予算額134,915千円(110,699,410千円)、27年度当初予算額124,391千円(116,981,772千円)であった(生活安全警察費、()内は複数の政策にわたる経費)。								

<p>業績目標に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>○ 「人身取引対策行動計画2014」(26年12月16日犯罪対策関係会議) 4 人身取引の撲滅 (1) 取締りの徹底 (2) 国境を越えた犯罪の取締り</p> <hr/> <p>○ 「『世界に安全な日本』創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進 (1) 対象者の特性に応じた指導及び支援の強化 4 社会を脅かす組織犯罪への対処 (4) 銃器対策の推進 (5) 国際組織犯罪対策 (6) 組織的に取行される各種事犯への対策 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (1) 子供・女性・高齢者の安全を守るための施策の推進 (4) 公共空間における街頭犯罪や住宅等における侵入犯罪等への対策の推進</p> <hr/> <p>○ 「子ども・若者ビジョン」(22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定) 第3 子ども・若者等に対する施策の基本方向 2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する</p>
---	---

平成27年度実績評価計画書(政策評価の事前分析表)

基本目標1 業績目標2

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保			政策所管課	地域課			政策評価実施予定時期	平成28年7月頃			
業績目標	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化			政策体系上の位置付け	市民生活の安全と平穩の確保							
業績目標の説明	地域警察官の現場執行力の強化、交番機能の強化等により地域警察官による街頭活動の一層の推進を図るとともに、通信指令機能の強化を中心とした初動警察活動の強化を図る。											
業績指標	達成目標		年度ごとの実績値・施策の推進状況(実績)									目標設定の考え方及び根拠
	基準年	達成年	項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度(平均)	27年度		
① 刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合	刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合について、前年度並みの水準を維持する。	26年度	27年度	総検挙人員(人)	391,376	377,957	347,780	328,113	317,059	352,457		刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合は、地域警察官による街頭活動の強化の度合いを測る一つの指標となるため。
				うち地域警察官による検挙人員(人)	324,428	309,175	275,888	254,090	239,633	280,643		
				占める割合(%)	82.9	81.8	79.3	77.4	75.6	79.4		
※ 26年度は暫定値。27年4月地域課作成												
参考指標			年度(年)ごとの実績値							参考指標の考え方		
			項目	22年度(22年)	23年度(23年)	24年度(24年)	25年度(25年)	26年度(26年)	22~26年度(年)平均	27年度(27年)		
① 地域警察官による刑法犯及び特別法犯の検挙状況			刑法犯(人)	270,480	258,051	229,590	210,987	197,463	233,314		地域警察官による刑法犯及び特別法犯の検挙状況(人員)は、地域警察官による街頭活動の状況を示す一つの指標となる。	
			特別法犯(人)	53,948	51,124	46,298	43,103	42,170	47,329			
			計	324,428	309,175	275,888	254,090	239,633	280,643			
※ 26年度は暫定値。27年4月地域課作成												
② 警察本部の通信指令室で直接受理した110番通報に対するレスポンス・タイム(※年単位で算出)			レスポンス・タイム	6分53秒	6分54秒	7分1秒	6分57秒	7分0秒	6分57秒		警察本部の通信指令室で直接受理した110番通報に対するレスポンス・タイムは、初動警察活動の状況を示す一つの指標となる。	
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額) 25年度 26年度	27年度概算要求額	関連する業績指標	達成手段の概要等						平成27年行政事業レビュー		
				事業番号	事業名							
(1) パトロールの強化			①・参①	犯罪の多発する時間帯・地域を重点に管内の治安情勢に即したパトロールを行い、犯罪の抑止及び検挙に努めるよう、都道府県警察に対し指示する。								
(2) 職務質問技能の伝承(平成10年度)			①・参①	全都道府県警察本部に設置されている職務質問技能指導班による指導、専科教養の実施、研修会の開催等、地域警察官の職務質問技能の伝承に関する取組を推進する。								
(3) 交番相談員の活用(平成6年度)			①・参①	交番相談員の活用により、交番機能の強化を図る。								
(4) 初動警察刷新強化施策の推進(平成21年度)			①・参②	通信指令機能の強化、通信指令を担う人材の育成強化、初動警察における事案対応能力の強化等を推進する。								
基本目標に関係する予算額等	基本目標に関係する予算額等は、25年度執行額75,249千円(147,774,059千円)、26年度当初予算額134,915千円(110,699,410千円)、27年度当初予算額124,391千円(116,981,772千円)であった(生活安全警察費、〈〉内は複数の政策にわたる経費)。											
業績目標に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「『世界一安全な日本』創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (4) 公共空間における街頭犯罪や住宅等における侵入犯罪等への対策の推進											

平成27年度実績評価計画書(政策評価の事前分析表)

基本目標1 業績目標3

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保		政策所管課	生活経済対策管理官			政策評価実施予定時期	平成28年7月頃					
業績目標	悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止		政策体系上の位置付け	市民生活の安全と平穩の確保									
業績目標の説明	悪質商法等や後の世代に引き継ぐべき生活環境を破壊する環境事犯の取締りを推進することで、市民生活の安全と平穩を確保する。												
業績指標	達成目標	年ごとの実績値・施策の推進状況(実績)										目標設定の考え方及び根拠	
		基準年	達成年	項目	22年	23年	24年	25年	26年	22~26年(平均)	27年		
① 悪質商法等(注1)の検挙事件数及び検挙人員	悪質商法等の検挙事件数及び検挙人員について、前年並みの水準を維持する。	26年	27年	検挙事件数(事件)	617	562	490	550	635	571	悪質商法等の検挙事件数及び検挙人員について、左記の目標を達成することは、悪質商法等の取締りが継続して推進されたことを示し、市民生活の安全と平穩の確保の度合いを測る一つの指標となるため。		
				検挙人員(人)	1,295	1,164	925	1,130	1,115	1,126			
注1 利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯及びヤミ金融事犯													
② 産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員	産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員について、前年並みの水準を維持する。	26年	27年	検挙事件数(事件)	1,174	1,038	1,007	922	839	996	廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員について、左記の目標を達成することは、産業廃棄物事犯の取締りが継続して推進されていることを示し、環境破壊等の防止の度合いを測る一つの指標となるため。		
				検挙人員(人)	1,820	1,609	1,485	1,408	1,285	1,521			
③ 犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数(注2)	犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数を前年よりも増加させる。	26年	27年	件数(件)	14,351	23,938	29,086	33,680	35,886	27,388	犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供は、被害の未然・拡大防止に極めて有効であるところ、当該情報提供件数の増加は、被害の未然・拡大防止対策が推進されたことを示し、市民生活の安全と平穩の確保の度合いを測る一つの指標となるため。		
注2 利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯及びヤミ金融事犯に関するものに限る。													
参考指標				年ごとの実績値							参考指標の考え方		
				項目	22年	23年	24年	25年	26年	22~26年(平均)	27年		
① 悪質商法等の相談件数(注3)				利殖勧誘事犯の相談件数(件)	15,434	19,030	12,665	11,178	8,361	13,334	利殖勧誘事犯の相談件数、特定商取引等事犯の相談件数、ヤミ金融事犯の相談件数は悪質商法等の発生状況を反映するもので、市民生活の安全と平穩の確保の度合いを測る一つの指標となる。		
				特定商取引等事犯の相談件数(件)	106,923	105,601	101,158	114,593	105,232	106,701			
				ヤミ金融事犯の相談件数(件)	1,797	1,605	1,418	1,453	1,282	1,511			
注3 利殖勧誘事犯の相談件数及び特定商取引等事犯の相談件数は、いずれも全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)に27年1月15日までに登録された相談のうち、既に金銭を1円以上支払ってしまったもの。また、ヤミ金融事犯の相談件数は、全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)に27年1月15日までに登録された相談のうち、「ヤミ金」、「やみ金」又は「闇金」のいずれかの文言を含み、かつ、既に金銭を1円以上支払ってしまったことが判明しているものを当庁で抽出したもの。													
② 産業廃棄物の不法投案件数(注4)				項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度(平均)	27年度	不法投案件数は、産業廃棄物事犯の発生状況を示すもので、環境破壊等の防止の度合いを測る一つの指標となる。	
				不法投案件数(件)	216	192	187	159					
注4 産業廃棄物の不法投案件数については、環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況について」から引用。													
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)	27年度概算要求額	関連する業績指標	達成手段の概要等							平成27年行政事業レビュー		
	25年度	26年度		事業番号	事業名								
(1) 悪質商法等及び産業廃棄物事犯の取締りの推進			①・②	被害の拡大防止を意識した悪質商法等の早期の事件化を図るほか、国民の健康を脅かす可能性が高い産業廃棄物事犯の取締りを推進する。	4	生活安全警察執務資料作成等							
(2) 犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供の推進	—		③	悪質商法等の被害拡大防止や被害回復を図るため、犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供を推進する。									

(3) 関係機関・団体との連携の推進	①・②・③	消費者庁等の関係機関及び金融機関と連携しつつ、悪質商法等や環境犯罪等への対策を推進する。		
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、25年度執行額75,249千円<147,774,059千円>、26年度当初予算額134,915千円<110,699,410千円>、27年度当初予算額124,391千円<116,981,772千円>であった<生活安全警察費、>内は複数の政策にわたる経費。			
業績目標に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「『世界一安全な日本』創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 4 社会を脅かす組織犯罪への対処 (6) 組織的に敢行される各種事犯への対策 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (2) 特殊詐欺対策の強化 (3) 生活経済事犯への対策の強化			

平成26年度実績評価書

基本目標1 業績目標1

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保					
業績目標	総合的な犯罪抑止対策の推進					
業績目標の説明	地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策、少年の非行防止や良好な生活環境の保持を目的とした施策等、総合的な犯罪抑止対策を推進することにより、国民が安全にかつ安心して暮らせる社会を実現する。					
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	78,841 ＜116,268,682＞	114,698 ＜112,061,442＞	134,915 ＜110,699,410＞	124,391 ＜116,981,772＞
		補正予算(b)	0 ＜48,874,639＞	0 ＜13,567,467＞	0 ＜12,116,438＞	
		繰越し等(c)	0 ＜27,895,574＞	0 ＜43,059,215＞		
		合計(a+b+c)	78,841 ＜193,038,895＞	114,698 ＜168,688,124＞		
執行額(千円)	60,553 ＜129,799,690＞	75,249 ＜147,774,059＞				
※ 上段には生活安全警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
業績目標に関する内閣の 重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」(17年6月犯罪対策関係会議決定) 第1 住民参加型の安全・安心なまちづくり全国展開 第2 住まいと子どもの安全確保 第3 健全で魅力あふれる繁華街・歓楽街の再生					
	○ 「子ども安全・安心加速化プラン」(18年6月犯罪対策関係会議・青少年育成推進本部合同会議了承) Ⅰ 地域の方で子どもを非行や犯罪被害から守る Ⅱ 子どもが非行・犯罪被害に巻き込まれない力を地域で育む Ⅲ 困難を抱える子どもの立ち直り等を地域で支援する					
	○ 「子ども・若者ビジョン」(22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定) 第3 子ども・若者等に対する施策の基本的方向 2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する					
	○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進 (1) 対象者の特性に応じた指導及び支援の強化 4 社会を脅かす組織犯罪への対処 (4) 銃器対策の推進 (5) 国際組織犯罪対策 (6) 組織的に敢行される各種事犯への対策 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (1) 子供・女性・高齢者の安全を守るための施策の推進 (4) 公共空間における街頭犯罪や住宅等における侵入犯罪等への対策の推進					
	○ 「すべての女性が輝く政策パッケージ」(26年10月10日すべての女性が輝く社会づくり本部決定) 5 安全・安心な暮らしをしたい ○ 女性を対象とする犯罪の未然防止対策等の推進					
	○ 「人身取引対策行動計画2014」(26年12月10日犯罪対策関係会議決定)					

業績指標	業績指標①	項目	基準					実績	
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	21～25年度 (平均)	26年度
地域住民等の安全 を脅かしている犯罪 (注)の認知件数		重要犯罪(件)	14,880	14,548	14,141	14,347	14,604	14,504	13,865
		殺人	1,101	1,047	1,033	1,041	952	1,035	1,029
		強盗	4,433	3,894	3,674	3,593	3,267	3,772	2,919
		放火	1,237	1,204	1,035	1,029	1,093	1,120	1,100
		強姦	1,349	1,259	1,198	1,294	1,389	1,298	1,255
		略取誘拐・人身売買	153	171	172	170	188	171	212
		強制わいせつ	6,607	6,973	7,029	7,220	7,715	7,109	7,350
		住宅対象侵入犯罪(件)	103,116	93,160	85,254	81,598	75,819	87,789	65,150
		住宅強盗	366	300	274	277	243	292	221
		空き巣	57,801	51,587	45,396	43,861	39,213	47,572	33,343
		忍込み	17,112	16,044	15,967	13,409	13,499	15,206	11,290
		居空き	4,465	3,883	3,616	3,731	3,228	3,785	2,645
住居侵入	23,372	21,346	20,001	20,320	19,636	20,935	17,651		
※ 26年度は暫定値 (27年4月生活安全企画課作成)									
※ 21年度から24年度までの数値は26年8月1日現在の統計等を基に作成している。									
注: 「治安に関する特別世論調査」(24年7月内閣府実施)及び重点的に抑止すべきとして各都道府県警察が選定した犯罪を総合的に勘案し、重要犯罪及び住宅対象侵入犯罪を地域住民等の安全を脅かしている犯罪として選定した。									
達成状況: ○ (重要犯罪)	達成目標	地域住民等の安全を脅かしている犯罪の認知件数について、過去5年間の平均値よりも減少させる。							
達成状況: ◎ (住宅対象侵入犯罪)									

参考指標①	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	20～25年度 (平均)	26年度
刑法犯認知件数	刑法犯認知件数(件)	1,670,578	1,557,034	1,459,195	1,361,335	1,300,308	1,469,690	1,191,028
	※ 26年度は暫定値 (27年4月生活安全企画課作成)							
	※ 21年度から24年度までの数値は26年8月1日現在の統計等をもとに作成している。							
参考指標②	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	20～25年度 (平均)	26年度
防犯ボランティア団体の活動状況(防犯ボランティア団体数及び構成員数)	団体数(団体)	42,762	44,508	45,672	46,673	47,084	45,340	47,532
	構成員数(人)	2,629,278	2,701,855	2,713,968	2,773,597	2,747,268	2,713,193	2,776,438
	(27年4月生活安全企画課作成)							
【事例】 女性のみで構成する防犯ボランティア団体では、オリジナルのシナリオを用い、幼稚園児等を対象とした防犯寸劇を実施しているほか、特殊詐欺被害防止に向けた金融機関職員の窓口対応訓練では騙されている老人を演じ、同職員らの対応力向上に貢献するなどしている(京都)。								
参考指標③	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	21～25年度 (平均)	26年度
少年非行防止のための取組の推進状況(刑法犯少年の検挙人員、不良行為少年の補導人員及び少年相談受理件数)	刑法犯少年の検挙人員(人)	90,521	83,469	75,974	63,168	54,385	73,503	46,522
	項目	21年	22年	23年	24年	25年	21～25年 (平均)	26年
	不良行為少年の補導人員(人)	1,013,840	1,011,964	1,013,167	917,926	809,652	953,310	731,174
	少年相談受理件数(非行問題)(件)	13,768	14,041	13,556	13,341	12,251	13,391	11,536
	※ 26年度の刑法犯少年の検挙人員は暫定値 (27年4月少年課作成)							
【事例】 「非行少年を生まない社会づくり」の取組として、少年警察ボランティアの協力を得て作成した「体験活動協力メニュー」による各種体験活動、「親子カウンセリングアドバイザー」による親子カウンセリング、映像配信等による効果的な広報啓発活動等を推進した結果、少年の再犯率が前年同期比2.7ポイント(過去5年間で計5.5ポイント)減少した(香川)。								
参考指標④	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	21～25年度 (平均)	26年度
風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員並びに風俗営業等に対する行政処分件数	検挙件数(件)	7,043	7,113	7,175	7,066	6,719	7,023	6,246
	検挙人員(人)	7,780	7,459	7,580	7,122	6,518	7,292	5,943
	項目	21年	22年	23年	24年	25年	21～25年 (平均)	26年
	行政処分件数(件)	9,398	9,145	8,894	8,854	8,731	9,004	7,306
※ 26年度は暫定値 (27年4月保安課作成)								
参考指標⑤	項目	21年	22年	23年	24年	25年	21～25年 (平均)	26年
猟銃等による事件・事故の発生件数	発生件数(件)	52	40	33	31	37	39	32
	うち事件	3	5	5	0	3	3	4
	うち事故	49	35	28	31	34	35	28
(27年4月保安課作成)								

業績目標達成のために 行った施策	○ 持続可能な安全・安心まちづくりの推進【行政事業レビュー対象事業:1 防犯ボランティア支援事業の推進】 防犯ボランティア団体のニーズに応じた活動支援を推進するため、全国6ブロックで合計188団体の参加を得てワークショップを開催するとともに、防犯カメラの整備等地域で取り組む防犯環境の整備を促進するため、参考となる地域の現地調査を行うなど、防犯ボランティア団体が感じている活動上の課題やこれを踏まえた支援策について検討した。
	○ 子供女性安全対策班が行う先制・予防的警察活動等の子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進 子供と女性を性犯罪等の被害から守るため、21年4月に全国の警察本部に設置した「子供女性安全対策班」において、26年度中、強制わいせつ、公然わいせつ、迷惑防止条例違反等928件を検挙するとともに、指導・警告1,961件を実施した。
	○ 携帯電話の電子メール等による犯罪情報や地域安全情報の提供の推進 各都道府県警察において、地域住民に向けて、警察の保有する犯罪発生情報や防犯対策情報等を携帯電話の電子メール、ウェブサイト、広報紙等の様々な手段及び媒体を用いて提供した。
	○ 高齢者犯罪被害防止対策の推進【行政事業レビュー対象事業:3 高齢者犯罪被害防止事業】 都道府県警察が捜査の過程で入手した計629,000件の名簿データを集約の上、都道府県警察に還元し、都道府県警察において、名簿登載者に対する個別訪問やコールセンターからの架電等により注意喚起を実施した。
	○ 防犯優良マンション等防犯性に優れた住宅の普及の促進 防犯関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションを防犯優良マンションとして登録又は認定する制度の構築を推進し、27年3月末現在、24都道府県で整備されている。
	○ 防犯性能の高い建物部品の開発・普及の促進【行政事業レビュー対象事業:4 生活安全警察執務資料作成等】 警察庁、経済産業省、国土交通省及び建物部品関連の民間団体で構成する「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」において、一定の防犯性能があると評価した建物部品(CP部品)の開発・普及に努め、27年3月末現在、17種類3,277品目を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」をウェブサイトで公表している。

	○ 非行少年を生まない社会づくりの推進【行政事業レビュー対象事業:2 児童ポルノ対策・少年非行防止対策の推進、4 生活安全警察執務資料作成等】 各都道府県警察において、問題を抱えた個々の少年に積極的に連絡をとり、地域住民や関係機関・団体等と連携して、各種体験活動等を通じた非行少年の立ち直り支援活動を行った。さらに、非行防止教室の開催等を通じた小学生等の規範意識の醸成を図るとともに、非行少年の立ち直りの大きな阻害要因となっている不良交友関係の解消に向けた集団的不良交友関係の実態の把握及び分析等の取組により、「非行少年を生まない社会づくり」を推進した。
	○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律的確な運用を始めとする繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進 全国会議等において、様々な形態で営業する違法風俗店等につき、組織犯罪対策部門等の関係部門と連携して実態説明を進めるなどすることにより、取締りを一層推進するよう、都道府県警察に対し指示した。
	○ 人身取引事犯の取締りの強化【行政事業レビュー対象事業:4 生活安全警察執務資料作成等】 全国会議等において、各種法令を適用して悪質な雇用主やブローカーの摘発に重点を置いた取締りや被害者の適切な保護等、人身取引事犯に対する取組を一層強化するよう、都道府県警察に対し指示した。
	○ 猟銃等の所持者に対する指導の徹底と不適格者の確実な排除 全国会議等において、猟銃所持不適格者の適切な排除の推進、猟銃許可所持者に対する猟銃等の適正な保管等に関する指導を徹底するよう、都道府県警察に対し指示した。また、実際に発生した事故を基にした資料を新たに作成し、都道府県警察に対し当該資料を活用して猟銃等講習会等を効果的に実施するよう指示した。
	○ ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチに係る調査研究【行政事業レビュー対象事業:26-1 ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチに係る調査研究】 ストーカー加害者の被害者に対する執着心・支配意識を取り除くための専門家によるカウンセリングや治療を実施するなどの加害者への精神医学的・心理学的手法に関し、諸外国の取組及び国内での取組についての調査研究を実施した。

評価結果	目標の達成状況	各行政機関 共通区分	○:相当程度進展あり
		判断根拠	業績指標①のうち、26年度中の重要犯罪の認知件数については、過去5年間の平均値と比較して639件(4.4%)減少したが、この減少率は刑法犯認知件数(参考指標①)の減少率(19.0%)を下回っていることから、目標をおおむね達成した。 業績指標①のうち、26年度中の住宅対象侵入犯罪の認知件数については、過去5年間の平均値と比較して22,639件(25.8%)減少し、この減少率は刑法犯認知件数(参考指標①)の減少率(19.0%)を上回っていることから、目標を達成した。 したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。
	達成状況の分析	業績指標①のうち、重要犯罪の認知件数については、「目標の達成状況」の要因を一概に述べることは困難であるが、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、防犯ボランティア団体数(参考指標②)が増加したことや、携帯電話の電子メール等による犯罪情報や地域安全情報の提供を推進したこと等が、目標の達成におおむね有効に寄与したと考えられる。 業績指標①のうち住宅対象侵入犯罪の認知件数については、「目標の達成状況」の要因を一概に述べることは困難であるが、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、防犯ボランティア団体数(参考指標②)が増加したことや、防犯性能の高い建物部品の開発・普及を促進したこと等が、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。	
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、市民生活の安全と平穏の確保を目指すため、地域住民等の安全を脅かしている犯罪の認知件数を減少させる必要があることから、引き続き、現在の業績目標及び業績指標を27年度の業績目標等として設定する。
		評価結果の政策への反映の方向性	【引き続き推進】 略取誘拐・人身売買、強制わいせつの認知件数が、過去5年間の平均値と比較して増加していることを踏まえ、引き続き、地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策を推進するとともに、子供女性安全対策班が行う先制・予防的警察活動等の子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組を推進する。

学識経験を有する者の知見の活用	27年6月16日に開催した第30回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○ 「少年非行情勢(平成26年1~12月)」(27年2月警察庁生活安全局少年課) ○ 「平成26年中における風俗関係事犯の取締状況等について」(27年3月警察庁生活安全局保安課)
---------------------------	--

政策所管課	生活安全企画課、少年課、保安課	政策評価実施時期	26年4月から27年3月までの間
-------	-----------------	----------	------------------

平成26年度実績評価書

基本目標1 業績目標2

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保					
業績目標	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化					
業績目標の説明	地域警察官の現場執行力の強化、交番機能の強化等により地域警察官による街頭活動の一層の推進を図るとともに、通信指令機能の強化を中心とした初動警察活動の強化を図る。					
基本目標に係る 予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	78,841 <116,268,682>	114,698 <112,061,442>	134,915 <110,699,410>	124,391 <116,981,772>
		補正予算(b)	0 <48,874,639>	0 <13,567,467>	0 <12,116,438>	
		繰越し等(c)	0 <27,895,574>	0 <43,059,215>		
		合計(a+b+c)	78,841 <193,038,895>	114,698 <168,688,124>		
執行額(千円)	60,553 <129,799,690>	75,249 <147,774,059>				
※ 上段には生活安全警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標1・業績目標1の再掲)。						
業績目標に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 Ⅴ 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (4) 公共空間における街頭犯罪や住宅等における侵入犯罪等への対策の推進 ⑦ 地域警察活動の強化					

業績指標	業績指標①	項目	基準					実績	
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	21~25年度(平均)	26年度
刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合	総検挙人員(人)	うち地域警察官による検挙人員(人)	415,997	391,376	377,957	347,780	328,113	372,245	317,059
		占める割合(%)	83.0	82.9	81.8	79.3	77.4	81.1	75.6
		※ 26年度は暫定値 (27年4月地域課作成)							
達成状況:○	達成目標	刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合について、過去5年間並の高水準を維持する。							

参考指標・参考事例	参考指標①	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	21~25年度(平均)	26年度
			地域警察官による刑法犯及び特別法犯の検挙状況	刑法犯(人)	285,188	270,480	258,051	229,590	210,987
	特別法犯(人)	59,982	53,948	51,124	46,298	43,103	50,891	42,170	
	計	345,170	324,428	309,175	275,888	254,090	301,750	239,633	
※ 26年度は暫定値 (27年4月地域課作成)									
参考指標②	項目	21年	22年	23年	24年	25年	21~25年(平均)	26年	
警察本部の通信指令室で直接受理した110番通報に対するレスポンス・タイム	レスポンス・タイム	6分58秒	6分53秒	6分54秒	7分1秒	6分57秒	6分57秒	7分0秒	
(27年4月地域課作成)									

業績目標達成のために 行った施策	○ 管内実態に即したパトロール 全国会議等において、犯罪の多発する時間帯・地域を重点に管内実態に即したパトロールを行い、犯罪の抑止及び検挙に努めるよう都道府県警察に指示した。
	○ 職務質問技能の伝承 「職務質問技能伝承の効果的推進について(通達)」(20年4月18日付け警察庁丙地発第13号)、「職務質問技能伝承体制の拡充整備等の推進について」(20年4月18日付け警察庁丁地発第54号)に基づき、全都道府県警察本部に設置されている職務質問技能指導班による指導、専科教養の実施、研修会の開催等、地域警察官の職務質問技能の伝承に関する取組を推進した。
	○ 交番相談員の増配置 平成26年度地方財政計画に基づき、交番相談員の増員要求を行った結果、26年4月1日現在、25年4月と比べ40人の増員が行われた。
	○ 初動警察刷新強化施策の定着化 「初動警察刷新強化のための指針」(20年12月10日付け初動警察強化推進委員会決定)、「初動警察刷新強化の取組の定着化について(通達)」(24年5月24日付け警察庁丙地発第19号)等に基づき、重点施策の定着化を図るよう都道府県警察に指示した。

評価の結果	各行政機関 共通区分	○:相当程度進展あり	
	目標の達成状況	判断根拠	業績指標①については、26年度の実績値が、過去5年間の平均値と比較して5.5ポイント低下したものの、依然として80%に近い水準を維持していることから、目標はおおむね達成された。 したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。
	達成状況の分析	業績指標①については、26年度の実績値が過去5年間の平均値より低下した要因を一概に述べることは困難であるが、地域警察においては、近年の大量退職・大量採用により、実務経験が浅く、特に検挙に必要な職務質問技能等を十分に習得していない若手警察官を多く擁していることも一因と考えられる。 そのため、上記の「業績目標の達成のために行った施策」である職務質問技能伝承制度の効果的な運用や、職務質問に秀でた自動車警ら隊による同行指導等、様々な教養制度を拡充し、若手警察官の育成及び現場執行力の強化に努めたことや、地域の安全・安心確保のため、犯罪の多発時間帯・地域に重点を置いた効果的なパトロールの実施や、積極的な職務質問等による犯罪の抑止・検挙活動を推進したことが、目標の達成におおむね有効に寄与したと考えられる。	
	目標の達成状況 及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの 方向性	【業績目標及び業績指標】 今後も、市民生活の安全と平穩の確保を目指すため、地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化を図っていく必要があることから、引き続き、現在の業績目標及び業績指標を27年度の業績目標及び業績指標として設定する。 【達成目標】 達成目標については、警察全体の検挙活動の中で、地域警察官による検挙活動がどの程度の水準を維持しているのかを示す指標として有効であるが、目標をより明確にするため、現在の達成目標である「過去5年並みの高水準を維持する」を見直し、27年度の達成目標を「前年度並みの水準を維持する」と変更することとした。
	評価結果の政策 への反映の方向性	【引き続き推進】 引き続き、管内実態に即したパトロールの実施による犯罪の抑止及び検挙に努めるとともに、事件事故に迅速的確に対応できるよう、若手地域警察官の早期育成、街頭活動及び初動警察活動の強化に向けた取組を推進する。	
学識経験を有する者の 知見の活用	27年6月16日に開催した第30回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。		
政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	○ 「平成26年(1月～11月)の110番通報の概要等について」(27年1月警察庁生活安全局地域課)		
政策所管課	地域課	政策評価実施時期	26年4月から27年3月までの間

平成26年度実績評価書

基本目標1 業績目標3

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保					
業績目標	良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止					
業績目標の説明	経済活動を侵害し、国民の日常生活に影響を及ぼす犯罪及び環境犯罪の取締りとそれら犯罪への対策を推進することにより、良好な経済活動等を確保するとともに、環境破壊等を防止する。					
基本目標に関係する 予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	78,841 <116,268,682>	114,698 <112,061,442>	134,915 <110,699,410>	124,391 <116,981,772>
		補正予算(b)	0 <48,874,639>	0 <13,567,467>	0 <12,116,438>	
		繰越し等(c)	0 <27,895,574>	0 <43,059,215>		
		合計(a+b+c)	78,841 <193,038,895>	114,698 <168,688,124>		
	執行額(千円)	60,553 <129,799,690>	75,249 <147,774,059>			
※ 上段には生活安全警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標1・業績目標1の再掲)。						
業績目標に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○ 「世界一安全な日本」創造戦略(25年12月10日閣議決定)</p> <p>Ⅲ 戦略の内容</p> <p>4 社会を脅かす組織犯罪への対処</p> <p>(6) 組織的に敢行される各種事犯への対策</p> <p>5 活力ある社会を支える安全・安心の確保</p> <p>(3) 生活経済事犯への対策の強化</p>					

業績指標	業績指標①	項目	基準							実績
	経済犯罪等(注1)の検挙事件数及び検挙人員		21年	22年	23年	24年	25年	21~25年(平均)	26年	
		利殖勧誘事犯(注2)	29	31	35	41	37	35	40	
		検挙人員(人)	125	110	184	196	189	161	227	
		特定商取引等事犯(注3)	152	193	161	124	172	160	173	
		検挙人員(人)	371	430	314	259	418	358	330	
		ヤミ金融事犯(注4)	442	393	366	325	341	373	422	
		検挙人員(人)	815	755	666	470	523	646	558	
		食の安全に係る事犯(注5)	66	46	39	41	40	46	37	
		検挙人員(人)	132	85	76	73	80	89	77	
(27年4月生活経済対策管理官作成)										
<p>注1: 利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯、ヤミ金融事犯及び食の安全に係る事犯</p> <p>注2: 未公開、社債等の取引や投資勧誘等を仮装し金を集める悪質商法。具体的には、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下「出資法」という。)、金融商品取引法、無限連鎖の防止に関する法律等の違反に係る事犯</p> <p>注3: 訪問販売、電話勧誘販売等で不実を告知するなどして商品の販売や役務の提供を行う悪質商法。具体的には、訪問販売等の特定商取引を規制する特定商取引に関する法律違反及び特定商取引に関連する詐欺、恐喝等に係る事犯</p> <p>注4: 出資法違反(高金利)事件及び貸金業法違反事件並びに貸金業に関連した詐欺、恐喝、暴行等に係る事犯</p> <p>注5: 食品衛生関係事犯(食品衛生法違反等)及び食品の産地等偽装表示事犯(不正競争防止法違反等)</p>										
達成状況: ○	達成目標	<p>経済犯罪等について、次のとおり取締りを推進する。</p> <p>i 利殖勧誘事犯 検挙事件数及び検挙人員について、前年よりも増加させる。</p> <p>ii 特定商取引等事犯 検挙事件数及び検挙人員について、前年並の水準を維持する。</p> <p>iii ヤミ金融事犯 検挙事件数及び検挙人員について、前年並の水準を維持する。</p> <p>iv 食の安全に係る事犯 検挙事件数及び検挙人員について、25年中の検挙事件数及び検挙人員の前年比増減傾向を踏まえた水準を維持する。</p>								
業績指標②	項目	基準							実績	
犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数(注6)		21年	22年	23年	24年	25年	22~25年(平均)	26年		
	件数(件)		14,351	23,938	29,086	33,680	25,264	35,886		
注6: 利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯及びヤミ金融事犯に関するものに限る。(27年4月生活経済対策管理官作成)										
達成状況: ◎	達成目標	犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数を前年よりも増加させる。								
業績指標③	項目	基準							実績	
産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員		21年	22年	23年	24年	25年	21~25年(平均)	26年		
	検挙事件数(事件)	1,228	1,174	1,038	1,007	922	1,074	839		
検挙人員(人)	1,893	1,820	1,609	1,485	1,408	1,643	1,285			
(27年4月生活経済対策管理官作成)										
達成状況: ◎	達成目標	産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員について、「産業廃棄物の不法投棄件数」(参考指標②)の25年度中の投棄件数の前年比増減傾向を踏まえた水準を維持する。								

参考指標・参考事例	参考指標①	項目	21年	22年	23年	24年	25年	21～25年 (平均)	26年
	経済犯罪等の相談件数	利殖勧誘事犯の相談件数(件)	-	15,434	19,030	12,665	11,178	14,577	8,361
		特定商取引等事犯の相談件数(件)	-	106,923	105,601	101,158	114,593	107,069	105,232
		項目	21年	22年	23年	24年	25年	21～25年 (平均)	26年
		ヤミ金融事犯の相談件数(件)	-	1,797	1,605	1,418	1,453	1,568	1,282
		※ 利殖勧誘事犯の相談件数及び特定商取引等事犯の相談件数は、いずれも全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)に27年1月15日までに登録された相談のうち、既に金銭を1円以上支払ってしまったもの。また、ヤミ金融事犯の相談件数は、全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)に27年1月15日までに登録された相談のうち、「ヤミ金」、「やみ金」又は「闇金」のいずれかの文言を含み、かつ、既に金銭を1円以上支払ってしまったことが判明しているものを当庁で抽出したもの。							
	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	21～25年度 (平均)	26年度	
	「食品表示110番」への相談件数(件)	27,356	24,916	24,288	21,233	20,357	23,630	15,918	
	(農林水産省「食品表示110番の実績について」)								
	参考指標②	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	21～25年度 (平均)	26年度
産業廃棄物の不法投棄件数	不法投棄件数(件)	279	216	192	187	159	207		
(26年12月環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成25年度)」について)									
参考指標③	項目	21年	22年	23年	24年	25年	21～25年 (平均)	26年	
知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員	検挙事件数(事件)	364	398	450	510	524	449	574	
	検挙人員(人)	620	583	647	846	716	682	838	
(27年4月生活経済対策管理官作成)									

業績目標達成のために 行った施策	○ 犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供の推進 毎月、情報提供の実績を各都道府県警察に示すなどし、利殖勧誘事犯を始めとする経済犯罪等の被害拡大防止及び被害回復を図るため、犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供を推進した。
	○ 経済犯罪等の取締りの推進【行政事業レビュー対象事業:4 生活安全警察執務資料作成等】 関係機関・団体と連携しつつ、国民の生活を脅かす利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯、ヤミ金融事犯等の経済犯罪等の取締りを推進した。
	○ 関係機関・団体との連携の推進 「生活経済事犯対策推進要綱」(26年3月14日付け警察庁丙生経発第4号別添)に基づき、関係行政機関等と連携しつつ、環境事犯等に対する取締りを推進した。

目標の達成状況	各行政機関 共通区分	○:相当程度進展あり
	判断根拠	<p>業績指標①のうち、26年中の i 利殖勧誘事犯及び iii ヤミ金融事犯については、検挙事件数及び検挙人員が前年より増加したことから、目標を達成した。</p> <p>業績指標①のうち、26年中の ii 特定商取引等事犯については、前年比で検挙人員が減少したものの、特定商取引等事犯の相談件数(参考指標①)が前年比で減少した中、検挙事件数が前年より増加したことから、おおむね目標を達成した。</p> <p>業績指標①のうち、iv 食の安全に係る事犯については、25年中は前年比で、検挙事件数は減少、検挙人員は増加し、また、26年中は前年比で、検挙事件数及び検挙人員がそれぞれ減少し、25年中の前年比傾向を踏まえた水準を維持できなかったものの、26年中の検挙事件数及び検挙人員の前年比減少率が同年中の「食品表示110番」(参考指標①)への相談件数の前年比減少率を下回っていることを勘案すれば、おおむね目標を達成した。</p> <p>このため、業績指標①については、おおむね目標を達成した。</p> <p>業績指標②については、26年中の実績値が前年よりも増加したことから、目標を達成した。</p> <p>業績指標③については、産業廃棄物の不法投棄件数(参考指標②)の25年度中の不法投棄件数が前年度比で減少した中、26年中の産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員の前年比減少率が25年度中の不法投棄件数の前年度比減少率を下回っていることから、目標を達成した。</p> <p>以上のとおり、業績指標①についてはおおむね目標を達成するとともに、業績指標②及び③については目標を達成した。</p> <p>したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。</p>
評価の結果	達成状況の分析	<p>業績指標①については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供を推進したことが、目標の達成におおむね有効に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標②については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供を推進したことが、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。また、関係機関等との連携を推進したことについては、事件に関する端緒情報の入手につながる場合があること及び関係機関等からの情報を金融機関への情報提供に活用していることから、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標③については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、環境事犯等の取締りを推進したことが、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。</p>

目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	<p>【業績目標、業績指標及び達成目標】</p> <p>今後も、市民生活の安全と平穩の確保を目指すため、経済犯罪等の取締りの推進等が必要であるところ、より市民の身近な悪質商法等の取締りを推進するため、業績目標を「悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止」に変更するとともに、併せて、業績指標①を「悪質商法等の検挙事件数及び検挙人員」に、達成目標を「悪質商法等の検挙事件数及び検挙人員について、前年並みの水準を維持する」に変更することとした。</p> <p>また、業績指標③について、産業廃棄物の不法投棄件数(参考指標)が近年減少傾向にあるため、従来の達成目標では、検挙事件数等が前年比で減少しても目標達成となる可能性が高く、目標として不適当と考えられることから、達成目標を「産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員について、前年並みの水準を維持する」に変更することとした。</p>
	評価結果の政策への反映の方向性	<p>【引き続き推進】</p> <p>利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯及びヤミ金融事犯については、早期の事件化を図るとともに、関係機関・団体と連携しつつ、犯罪の予防及び被害拡大防止を図るため、引き続き、犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供及び広報啓発等に取り組む。</p> <p>また、環境事犯については、引き続き、産業廃棄物の不法投棄事犯等の取締りを推進するとともに、関係機関との連携を図る。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	27年6月16日に開催した第30回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「平成26年中における生活経済事犯の検挙状況等について」(27年2月警察庁生活安全局生活経済対策管理官) ○ 「食品表示110番の実績について」(27年3月農林水産省) ○ 「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成25年度)について」(26年12月環境省)
---------------------------	--

政策所管課	生活経済対策管理官	政策評価実施時期	26年4月から27年3月までの間
-------	-----------	----------	------------------